

東日本大震災復興構想会議（第11回）議事要旨

（開催要領）

1. 開催日時：平成23年6月22日（水）10:00～12:24

2. 場 所：官邸4階大会議室

3. 出席者：

| | | |
|--------|--------|------------------------|
| 議 長 | 五百旗頭 真 | 防衛大学校長、神戸大学名誉教授 |
| 議長代理 | 御厨 貴 | 東京大学教授 |
| 委 員 | 赤坂 憲雄 | 学習院大学教授、福島県立博物館館長 |
| | 内館 牧子 | 脚本家 |
| | 大西 隆 | 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授 |
| | 河田 恵昭 | 関西大学社会安全学部長・教授 |
| | | 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター長 |
| | 玄侑 宗久 | 臨済宗福聚寺住職、作家 |
| | 清家 篤 | 慶應義塾長 |
| | 高成田 享 | 仙台大学教授 |
| | 中鉢 良治 | ソニー株式会社代表執行役副会長 |
| | 橋本 五郎 | 読売新聞特別編集委員 |
| | 村井 嘉浩 | 宮城県知事 |
| | 佐藤 雄平 | 福島県知事（代理 星東京事務所長） |
| | 達増 拓也 | 岩手県知事（代理 上野副知事） |
| 検討部会長 | 飯尾 潤 | 政策研究大学院大学教授 |
| 政府側出席者 | 松本 龍 | 内閣府特命担当大臣（防災担当） |
| | 瀧野 欣彌 | 内閣官房副長官 |

(議事次第)

1. 開 会
2. 議長挨拶
3. 提言(案)について
4. 閉 会

○議長 それでは、本日は平日にもかかわらず、お忙しいところ都合をつけていただきまして、御参集いただき、ありがとうございました。第11回目の復興構想会議を始めたいと思います。

前回、6月18日、土曜日の会議で、第1草案を皆さんに見ていただいたわけですが、大筋において了承しながら、皆さんから山のような修正案、注文等をいただきました。整理しましたら、大分分厚い文書になりました。それを日曜日、月曜日、火曜日とできるだけ入れられるものを入れようと、しかし、全体としての妥当性、整合性を維持しながらという観点からの修正に努めたわけですが、それを今日見ていただきまして、できれば、今日をもって完成するというふうにしていただければありがたいと思っていますところ。

ここまで来まして、河田さんや私は神戸地震の現場体験者ではありますが、阪神・淡路の復興というのが絶えず比較され、あのときは早かったけれども、今度はだめというふうな論評もなされたりします。

しかし、こういうふうに報告書が完成に近づいてまいりますと、阪神・淡路を越えたと感じるところ、正直言ってございます。

例えばよく知られているとおり、阪神・淡路のときには復旧しか国からの経費は出さないと、それ以上は地元でやりなさいと、比較的神戸が全国の中で、民の力の強い豊かなところであったというので、焼け太りは許されないというので復旧以上のことを認めなかったというんですね。しかし、このたびは大きく復興と、東北のこの悲惨をしっかりと支えようということを我々は共通の観点として復旧にとどまらない復興というのは基本テーマとして進めてきたわけですね。この報告書もそのようなものになっていると思います。

それから、神戸のとき、地元が切に願って、随分、お百度踏んだけれどもだめだったのが、一国二制度は許されないという枠だったんです。特区は許されないと、全国的な整合性の中でしかだめというので、かわいそうだからといって、特別のことはしないというのを固く守ったわけですね。それに対して、このたび我々は特区的な扱いということはやるべきであると、悲惨がこれほどであるのだから、それをやはり特別の手厚い支えをすべきだということを共通認識にしてこの報告書をつくってきたわけです。

それから、神戸のとき地元において、非常にきついなと思った言葉があります。それは、一国二制度とも裏腹ですが、法体系の整合性ということをはんと大きな枠としてくるんですね。過去の被災地とのバランスというだけではなくて、えっと思ったのが、将来、関東大震災が起こったときにできないであろうような手厚い対処をするのは公平を欠くからすべきではないという議論を聞いたときには、びっくり仰天しましたね。今、悲惨なんだと、現にあるものに対して、どうしてできる限りのことをしないのか、起こるかもしれないものとの整合性、できないことはだれも求めないんですね。でも、将来起こるかもしれないこととのバランスにおいて余りしてはいけないということを知って、ぎょっとしましたね。このたび、我々はこの東日本の悲惨に対して、できる限りのことをしようと、今、できる

ことを精一杯やろうというふうな観点に立ってやってきたわけで、その意味でも阪神・淡路を越えたと思います。

そして、最初にも言いましたように、下河辺委員会、御厨議長代理は下河辺さんの膨大なオーラルヒストリーをなさった方ですが、大変にスピード感があって、毎回この対処をすべきだということを引き引きと打ち出されたわけですね。それは、なかなか立派な業績だと思いますし、我々、なかなかそういうふうにはできなかった、委員の中からも御提案、いろいろあったのに、十分なことができなかったかなというふうにも思います。

他方、こういうふうに報告書がまとまってまいりますと、あの阪神・淡路のときには、対処、措置の積み重ねであって、全体としてどのような観点に立って、理念に立って、系統立った対処をするのかということはないですね。個別なんですね。それは大事なことです。けれども、それぞれ持ち味があって、我々の場合には全体的観点に立って、系統立った対処の全体像をその中で具体的対象を織り込んでいる、そういう意味で、理念があり、精神があると思うんですね。起草された御厨議長代理は、「つなぐ」という概念を非常に大事にされていますね。それで、全体を1つのモチーフとして論じていく。「つなぐ」という言葉は、勿論被災地で大事にされている絆という言葉と非常に近いものがありますが、それ以上に動的な、つないでいくというダイナミズムも込められた言葉だと思うんですね。その意味で、我々の国際関係の方でエンゲージメントと、関与ということをいいますけれども、それにも近いダイナミックな包摂していこうと、関与していこうと、結び付いていこうと、そういうふうな面を持って語る。そういう理念、精神をもった全体的デザインというものに、我々は至ろうとしている、それを是非、今日完成していただければと思う次第です。

初めのあいさつとさせていただきます。

(報道関係者退室)

○議長 それでは、今も申しましたように、前回の議論を踏まえまして、3日間、くみ入れられるものをくみ入れるという努力をいたしましたものが、今日の新しい素案でございます。この提言案文について、最終的な御確認をいただきたいと思う次第です。

なお、本日は、出欠状況であります。梅原特別顧問、安藤議長代理が御欠席でございます。

佐藤委員は御欠席であります。代理として星福島県東京事務所長が御出席でございます。よろしく願いいたします。

達増委員も御欠席であります。代理として上野副知事が御出席でございます。どうぞよろしく。

政府の方からは瀧野官房副長官に御出席いただいております。ありがとうございます。

松本防災担当大臣も後ほどおいでになると承っております。

それでは、今日の進め方でございますが、修正を施した新しい案がお手元にあると思いますので、修正箇所を最終的に御確認いただいて、本日をもって実質的に調整を終えるこ

とができればと思っております。

まず、前回からの変更点について、御厨議長代理から説明をいただきまして、その後、今日は事前に読んでいただく時間は、朝なので設けられなかったわけですので、30分ばかりそれぞれ御自分で黙読していただくという時間を取らせていただければと思います。その後、皆さんの方から御意見を賜わることができればと思います。

前回と同様に、今日のところで案が表に出ると、まだ修正の必要もあり、土曜日に総理にお渡しするという以後に公表したいと思っておりますので、今日もまたテキストを置いていただくというふうにお願いしたいと思っております。途中で退室される方もそのようによろしくお願いいたします。

それでは、御厨議長代理の方から修正点についての御説明をお願いいたします。

○御厨議長代理 それでは、まず、お手元の資料のもう一度確認でございますが、提言の案文につきましては、前回いただいた意見をできる限り、可能な限り議論をした上で修正をいたしました。

この前回の提言の案文の後に、参考資料として名簿、審議の経過などが付いております。

それから、図表につきましては、本日は、作業がまだ追いついておりませんので、提言手交後には本文中にくみ入れようと考えておりますが、本文をごらんいただきますと、その図表を入れる位置を記載しておりますので、この図表集を併せてごらんいただきたいと思っております。でき上がります提言というものは、この図表というものと相まってということになるということでございます。

それから、データ集につきましては、本文とは別に後ろに付けると考えております。

それでは、まず、提言の案文に沿って、私の方から前回からの変更点として、これは全部をすくい上げてここでお話をしていると、それだけで大変時間がかかりますので、重要と思われる点に絞って、一とおり御説明をしたいと思っております。

まず、1ページ目、前文のところでございますが、いろいろ修正がございましたけれども、1つ特徴的な修正は、一番下に脚注を付けました。委員にやっていただいたものがありますが、この複合災害について、こういう形で脚注を付けさせていただきました。これが1ページ目のところでございます。

それから、2ページ目のところで、例の3行目から4行目辺りのところで、文明災というのをどういうふうに扱うかということで、これは梅原さん自身が、これを文明災と言わずともよいというお話もございましたので、そこにありますように、我々の文明の性格そのものが問われているのではないかと、これほど大きな災害を目の当たりにして、何をどうしたらよいのかというふうに訂正をいたしました。

同じく2ページの9行目、あたかもコロンブスの卵のようだというのは、これは全面的に削除をいたしました。

そして、同じページの31行目から33行目にかけてでございますが、そこに「育まれる」の後に、それは日本にとどまらず、全世界規模の広がりを持つ。あの災時に、次から次へ

と、いかに世界中からの支援の輪が繋がっていったか。我々はそれを感動を持って受け止めたという文章をそこに挿入してございます。

更に、下に「減災」についての脚注が付けられていることと思います。

さて、今度は、本論の方に入りますまいりますが、本論のところでは、まず、4ページ目になりますが、4ページ目の15行目をごらんいただきますと、ここに一人ひとりが「逃げる」ことが、「生きる」ことを意味すると、それを可能にするためには、「共助」、「公助」へと広がる条件を整備せねばならないとここは書いてございます。

そして、その一番後でございますが、4ページの41行目、地域のコミュニティは被災した人々をというふうに訂正をいたしました。

そして、5ページ目の方をごらんいただきますと、そこに3、4、5というふうに、やはりその下に、これも脚注を付けていると思いますが、この脚注については、あとは多分、いちいち申し上げないでいくと思います。

そして、6ページになりますが、6ページのちょうど4行目から6行目にかけて、この図表の方を見ていただきますと、図表1、津波防災地域・まちづくりに関連する施策のイメージというものを模式図で出しましたし、更に図表2として防波堤・海岸堤防、二線堤のイメージというものを出しておりまして、理解をしやすいようにしております。

今度は7ページの8行目、9行目辺りでございますが、ここに前は水産業等の生業維持など書いてありましたが、それをやめまして、水産業など産業活動の必要からという形にいたしました。

9行目のできるだけ地域の生業という生業も取りまして、地域になくってはならないと変えてございます。

更に12行目のところでございますが、整備についても積極的な検討が必要である。積極的なという言葉を入れてございます。

あとは、そこをごらんいただきますように、例によって、これは前に言われまたように「等」が多いところは、なるべく「等」を「など」といたしましたが、どうしても前回申しましたように「等」でなくてはならない、普通の人にとってはどうでもいいが、そうでもないということがございますので、ここは付いております。申し訳ありません。ここは削ることができないということで、ごらんいただければと思います。

さて、続きでございます。次は8ページでございます。8ページの5行目に海岸部に巨大一線堤とございましたのを、巨大海岸堤防と直してございます。

同じく23行目でございますが、そこに被災した住宅宅地に再度災害防止対策を推進するとともにの次に一言増やしました。都市インフラの補強、住宅の再建と続いていくということでございます。

そこをずっと見ていただきますと、例えば建築基準法の39条、84条にも脚注を付けた次第でございます。

さて、続きまして、10ページにまいります。10ページの8行目から9行目のところでご

ざいますが、復興計画の実施に必要な都市計画法、農業振興地域整備法、森林法等に係る手続の次です。市町村を中心に行われるよう一本化しという形で、ここに言葉を追加してございます。

続いてまいります。大体そのところでよろしゅうございますか。第1章の終わりのところの脚注で「特区」手法について簡単な定義をしておきました。

以上が第1章の主な修正点でございます。

それでは、続きまして、今度は第2章「くらしとしごとの再生」に入ります。

そこにまいりまして、14ページの2行目、3行目に関して、これは言葉を挿入いたしました。あわせて、住民が避難した地域をはじめとする被災地や避難先において、犯罪を防止する取組が行われるべきであるということでございます。

同じく14ページの19行目にこのときとございますが、このときの後に一語増やしました。在宅医療の活用も含めという言葉も挿入いたしました。そういうことでございます。

次にまいりたいと思います。次は15ページの6行目でございますが、こうした状況に備えの後に、地域住民を守るという視点からも、校長や教員等が適切に対応という言葉も補っております。よろしゅうございましょうか。

続いて、今度は16ページの23行目に当たりますが、芸術祭という言葉も補いまして、文化芸術活動への支援や芸術祭、音楽祭などのイベントと変えさせていただいたところがあります。

その辺を続けてまいります。続きまして、18ページをごらんください。新たに項目といたしまして、18ページの1行目に立地促進策というものを立てました。

そして、16行目から20行目にかけて、供給網（サプライチェーン）の再生支援を含む立地推進策をとる。それから、地域経済の復興とわが国産業の再生という言葉が入っております。

最後に、また、今回の震災で、企業による事業継続計画策定の重要性が改めて確認された。その導入が促進されるべきであると補っております。

同時に次のところで、中小企業というものを新たに項目として立てて、補ったということでもあります。

続いてまいります。次は19ページの21行目でございますが、漁場を復興させるほかの下ですが、関連産業の創出にも役立たせるという言葉を追加してございます。よろしゅうございますか。

更に続いてまいります。この辺のところはよろしいんでございますが、一番のポイントは22ページの30行目から35行目でございます。このところは、こういうふうに直しました。必要な地域では、以下の取組を「特区」手法の活用により実現すべきである。具体的には、地元漁業者が主体となった法人が漁協に劣後しないで漁業権を取得できる仕組みとする。ただし、民間企業が単独で免許を求める場合にはそのようにせず地元漁業者の生業の保全に留意した仕組みとする。その際、関係者間の協議、調整を行う第三者機関を設

置するなど、所要の対応を行うべきであると直してあります。

続いてまいります。24 ページの 5 行目でございますが、供給網（サプライチェーン）全体の可視化、生産・物流拠点の再配置の次に、太平洋側と日本海側との連携など輸送ルート多重化と補ってあります。

続いてまいります。次は 25 ページの 20 行目から 23 行目に挿入してございます。特に、震災発生後、携帯電話が非常につながりにくい状態となったことから、そうした状況を改善するような取組を進めるべきであると挿入いたしました。

続きまして、今度は特区のところですが、26 ページの 7 行目の（7）ですが、これはこういうふうに直しました。「特区」手法の活用と市町村の主体性ということで、ここの意味をよりはっきりとわかるようにいたしました。

同じく 26 ページの 12 行目に、きめ細かい支援措置を行うため、次でございますが、地方分権的などという言葉は補いました。

更に 26 ページの 21 行目でございますが、これまでの震災時の事例や民間寄付金の活用事例も参考にしながら、次ですが、国や県の支援を受けつつ、現行制度の隙間を埋めてというふうに、国や県の支援を受けつつという言葉は補っております。

26 ページの 31 行目から 34 行目のところに文章を足しました。今回の大震災では、津波により多くの公共施設が破壊され、負債のみが残された。甚大な災害をこうむった地方公共団体も多数に上る。こうしたなか、地域においてはそれらの再建が切望され、復興のための多くの資金が必要とされている。一刻も早い復興のため、国民への説明責任というふうに続いてまいります。そういうことでございます。

次は、28 ページの 11 行目でございますが、ここは疑う術を持ち得なかったというのを直しまして、疑う声もかき消されがちであったと直してございます。

同じく 28 ページの 14 行目、15 行目でございますが、どう対処すべきか回答をもちえないとしておりましたのを、どう対処すべきか思いあぐねていると文章を直してございます。よろしゅうございましょうか。

次は、29 ページの 20 行目でございますが、そのためにはの次でございますが、速やかにを補いました。速やかに、放射性物質のモニタリングをと続いてまいります。

同じく 29 ページ 30 行目でございますが、現場レベルでの実証を行いつつ、除染に関する手法を早期に確立し次ですが、これを着実に実施すべきであるといたしました。

更に 29 ページの 38 行目から 39 行目のところではありますが、今後の医療のあり方を検討の上の次でございますが、放射線の影響に関する長期的健康管理や最先端の研究・医療を行う施設等を福島県に整備すべきであると文章を入れてございます。

30 ページは 4 行目から 5 行目のところでございますが、復旧の状況を勘案しつつの後、必要に応じてという文言を削りました。そして、原子力災害に絞った復興再生のための協議の場を設けるべきであるとしました。「ことを検討す」をなくしまして、設けるべきであると修正いたしました。

更に 30 ページの 8 行目でございますが、福島県に再生可能エネルギーに関わる研究・実践の場とございましたのを、研究拠点と直しました。

11 行目から 12 行目にかけて、福島県においてはという言葉を入れまして、放射性物質による汚染を除去するための研究・実践の場を設けるべきでというのを直しまして、除去する必要があるといたしました。

そして、同じく開かれた拠点というのを、研究拠点といたした次第でございます。

更にそこでは環境修復に関する国際的にみて先端的なをやめまして、最先端の取組を推進することが重要であると直してございます。

この部分に関しての修正は以上でございます。

実は福島県の知事からは、特別法の制定を明記してほしいという御意見があったのでございますが、現在の政府の取組状況を踏まえますと、正面からこの会議の提言にこのことを書くことは難しいということで、そのことについてはここでメンションしておきたいと思えます。

続きます。次がいよいよ開かれた復興に入ってまいります。ここでも社会的包摂等々の言葉にはいろいろと注を付けたりしてございます。出力安定化についても付けています。

更にここでございます。33 ページの 16 行目から 22 行目、世界に開かれた復興のところで、かなり文章を入れまして。入れたところを読み上げさせていただきます。今回の大震災においては、米軍をはじめとする国際的支援が大きな役割を果たした。このような世界から示された共感を基盤に、わが国は力強い速やかな復興を進め、さらに魅力的な国として再生しなければならない。次です。震災により、国際的な供給網（サプライチェーン）が大きく傷ついたことは、わが国と世界との深いつながりを内外の人々にあらためて気づかせたと直しまして、そこでわが国はと続き、世界に開かれた復興を目指さなければならないと文章を大幅につけ加えたということでございます。同じように少しずつ直してございます。ごらんいただければと思えます。

36 ページの 4 行目から 5 行目にかけてでございますが、地震・津波災害の次ですが、大震災からの復興過程に関する国際共同研究の推進が必要であると直しました。

同じく 36 ページの 16 行目から 17 行目でございますが、災害に強い国づくりを進めるべきである。その次をこうした「減災」の考え方に基づく国づくりは、日本の一つの強みとなると直しました。

次に地震・津波対策の方向性を提示し、防災基本計画の見直し等に反映することが必要であると直しました。

更に今回の教訓を踏まえ、新しい対策の方向性を示す必要があるといたしました。

36 ページの 28 行目から 29 行目でございますが、配慮も重要であるの次にこう入れました。その際、災害発生時に治安上の問題が生じないように、住宅、店舗等の防犯対策など、犯罪の起きにくい地域づくりを推進するという言葉が入ってございます。

いよいよ結びの方に入っておりますが、結びのところでは、38 ページの 12 行目を大

幅に直しました。「公助」や「共助」に頼りがちの気持が生ずるの後、助けてくれてあたりまえというところから、周囲の人の波は急速に引いていくというところを全部削除いたします。そして、しかし、恃むところは自分自身との「自助」の精神に立って、敢然として復興への道を歩むなかで「希望」の光が見えてくると修正をさせていただきます。

同じく 38 ページの 25 行目、26 行目ですが、例の寺田寅彦の米びつの心配、現実的であるというところで、次の行変えになっている最初の一文をこの上に上げるといって、われわれもまたこの誘惑に負けそうになるかもしれぬということで、新しい段落は「しかし」から始まることになります。

終わり方がこれではという意見がございましたので、この後に次の文章を補いました。行が 1 つ飛んでおりますが、以上をもって、われわれの提言は終わる。われわれは、まず「減災」の考え方に基づく新しい地域づくりの方法を提案した。次いで、地域再生のため、さまざまな産業の活性化の方向性を提示した。さらに原子力災害に対する対応策を示すとともに、再生可能エネルギー推進による、日本のエネルギー構造の新たな方向を提唱した。その上で、つながり支えあうことによる開かれた復興への道筋を提起した。大震災からの復興の槌音が、日本全体の再生に結び付くことをわれわれは深く願う。この「提言」は「悲惨」のなかにある被災地の人々と心をつなげ、全国民的な連帯と支えあいのもとで、被災地に「希望」のあかりをともし、構想されたものである。政府がこの「提言」を真摯に受け止め、誠実に、すみやかに実行することを強く求める。この一文で結んでございます。これを入れたということが大きい点でございます。

それから、全体の構成につきまして出ておりましたのは、第 2 章の（8）であります。いわゆる財源の問題のところでございますが、これを何とか独立した項目にできないかという御指摘がございましたので、これに関しましてはいろんなところに移すことも考え、あるいは別の扱いにするということも考えたわけでございますが、基本的に全体の提言、第 1 章から第 4 章までは起承転結ということになっておりまして、起、承、第 2 章が終わったところに、第 1 章、第 2 章を受けてという感じで、財源の問題を置くしか手がない。それほど長い記載ではございませんので、これを別のところに置かないしは別の章にするということは、私たちのレイアウトの感覚からいってなかなか難しいと思います。原案としては、その御指示に従えなかったということをお知らせして、私の報告と申しますか、一応こんなところを変えましたということについての御説明とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、最初に申しましたように、ここで皆さんにテキストをめぐっていただいて、御自分の意見、修正箇所等についてのその後の扱いなどを確認していただくとともに、30 分ぐらいかと思っておりましたが、20 分ぐらい経ったら伺ってみます。早くしてくれというのであればそうしますし、まだ時間が要るといえば 30 分でまた伺うようにしたいと思います。

ますので、とりあえず 20 分ほどそれぞれ見ていただけますでしょうか。よろしくお願ひします。

(委員による資料確認)

○議長 約 20 分経過いたしましたので、一度もういいかを伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。まだ続けていらっしゃる方はおられますか。もうよろしいですか。

皆さん、よろしいということなので、それでは、ありがとうございます。前回たくさんいただいたもので、随分と皆さんの手で改善されたと感じております。

なお、今日御欠席の梅原特別顧問が、文明災と人気はどうなったというふうに御関心がありましたので、実は、昨夕、電話の上、「前文」と「結び」について FAX させていただいて、よろしいかどうか伺ったところ、これでよろしいと。やや意外なことをおっしゃって、自分は起草委員会を増強してつくるのを言ってきたけれども、やはり一人の人が書くというのはいいなというふうに向向されまして、了承をいただいた次第でございます。

いろいろ御意見おありと思いますので、どなたからでも自由にどうぞよろしくお願ひします。

○ 私はずっと「復興のための財源確保」のところを、我々のある種の決意表明でもあるんですから、2 章の 8 番目というのはいかがなものかと、この前もお話ししました。ただ、ほかのところにもやるにしても、確かに座りが悪いなということで考えめぐねています。やはりこれしかないかなと思ったりするんですけれども、どこか別のところにできないか、どなたかいい案がありませんか。

○ 私もそう思うんですが、例えば、30 ページの後に持っていくというのはどうでしょう。結局、復興のための財源というのは、原発災害のことも全部含めてなわけですから、30 ページの後に持っていくというのであれば成立するのではないかと。今、委員がおっしゃったみたいに、26 ページの(8)となると、余りにも埋もれ過ぎるという気がするんですね。30 ページに 1 項目立てるにしても、これは非常に短い文章ではありますけれども、財源については会議としてある程度責任を持って明示することが必要ではないかと思ひます。

○ 今の御意見に賛成です。私自身も、この第 3 章はきちんと書き込まれているんですけれども、ここで生まれてくるはずの膨大な資金というか、財源的な措置というのが第 3 章には全く書き込まれませんので、それは「復興のための財源確保」から外れてしまうようなイメージがどこかに生まれてしまうのが怖いんで、今の提案にありましたように、第 3 章の後に、1、2、3 を受けた形で、この財源の部分を置く方が、全体のバランスから考えても、原発に関しても決して政府は逃げないという宣言でもあると思ひますので、賛成です。

○議長 原子力の財源はまた別途のものもあるんですかね。この財源は、原子力はまた別途立てというのものもあるのではなかったですか。

○ そうですね。政府の別の場所で議論しておりまして、必ずしも、この会議で対象としていない話題ですから、どうしたものかと思ひますが。

○ 今の点で、私も原子力の方は賠償という概念が相当すると思うんですね。2章の終わりで書いてあるのは、自然災害に伴う被災について、どういうふうにそれを復興していくのかということなので、重なるところもありますけれども、ちょっと性格が違うと思うんです。だから、逆に3章で福島復興について、財源的にどうするのかというのが、見ると、余り書いていないんですかね。そこを何か少し補うという手はあると思うんですが、一緒にすると、今の点がわかりにくくなるような気がします。

○ 財源の項目を1章立てて、その中で分けることはできないのでしょうか。自然災害に対するものと。

○ 財源はこれだけ注目されているから、ここにあっても大きく光っていますよね。みんな、まず、ここを開いてみる。

○ それだけ注目されているものを(8)で26ページに入れてしまうというのも、何か余りにも。

○ ただ、章というと大き過ぎるような感じもする。章が4つしかないわけだから。

○ 御厨議長代理 3日間にわたって場所を入れ替えて、随分実験をしてみました。やはり浮くんですね。委員が最初に言われたように、第2章の終わりに置いても、それは浮いているんです。何となく変なんだけれども、しかし、第1章、第2章を受けて、その両方の財源の話ということで、まあ、ここに置いておいて、しようがないかなというのがあれで、アステリつけて、どこか別に移すとか、いろいろやってみたんですけども、お星様のマークをつけても変でしてね。長さがこの長さですから、これに足すというのはなかなか難しいんです。これにまた序などをつけると、序で大体、全体像ぐらいになってしまいますので、これもまた困ったなということで、考えあぐねて万策尽きてということなんですけれども、どうでしょうか。

○ 私も最初るときから委員と2人で、ここでは少数意見であったかもしれませんが、財源の問題は、責任をもってしっかり書き込むべきだと言ってきましたので、委員の気持ちはとてもよくわかります。ただ、同時に、今、御厨さんが言われたように、ここで書かれている特区の問題と財源の問題は、すべてのことに共通に関わる、非常に重要ないわば復興のプラットフォームの部分の問題なので、私も気持ちとしては委員の言われるように、どこか目立つところに置いてほしいなとは思いますが、今のお話を聞いていると、御厨さんの御苦労もとてもよくわかって、章の締めとして、特区と財源というのがこの章の最後に並ぶのが、いろいろと思いはあるとしても、やはり座りの良い場所かなと思います。どこかうまくもっていける場所があればいいんですけどもね。

また原子力災害の問題はとても大切なので、ここでは1章独立してあるのだと思います。もちろんこのところにも特区や財源の問題は絡んでくる部分はあるので、それは原案の場所に書かれていても、無視したことにはならないのではないかなと思います。

○ そうおっしゃっていただくと、すごく心強いです。そんな気がするんです。

○ 要するに、どこにあるかにこだわっているのではなくて、原子力災害からの復興に関

しての財源的な措置もきちんとやりますということが示されていれば、それでよろしいんです。先ほど福島県から特別法の制定をとすることは無理だと言われましたので、そのことも含めて、福島県の知事さんは、これから原子力災害からの復興というプロセスの中で起こってくる、さまざまな財源的な問題をきちんと保障してくれるのかということに気にかけていると思いますので、ほんの1行でもいいですから、それを書き込んでいただければ、私も2章の後ろにあるという形で異存はありません。

○議長 わかりました。

○ 28 ページの 38 行目の辺り、応急対策、復旧対策、復興について責任持って対応すべきであるという、ここへのこだわりですね。委員が言われたことは、それを意味しているわけですね。もうちょっと補えば、それは満足させられますね。

○議長 わかりました。そのように考えたいと思います。

○ 2点あるんですけれども、まず1点は、5ページなんですけど、防波堤、海岸堤防、二線堤、高台移転と書いて、脚注があるんですけれども、ちょっと専門的になるんですけれども、堤防と護岸というのがあって、堤防の中で、海の中にあるのが防波堤、陸上にあるのが防潮堤。だから、田老にあるのは防潮堤です。海岸堤防といたら、全部入ってしまうんです。海岸堤防というのは、防波堤も防潮堤も入ってしまうんです。

○議長 そういうふうにも伺ったんですが、防波堤は別であって、防潮堤と海岸堤防が同じ意味で使うことが多いという説明があったんですが、そうではないですか。

○ 海岸堤防の方がもっと広い意味ですね。

○議長 防波堤まで含んでしまう。

○ 入っている。

○議長 入れるときもあるんですね。

○ だから、堤防というのは、海側と陸側に水が来るもの。陸上にあっても、そういう構造のものは堤防なんです。だから、河川堤防はそうです。河川堤防はいつも水がないではないですか。だけれども、洪水になったら、陸側と川側に水が来る。それは堤防なんです。

○議長 堤防ね、はい。そうすると、防波堤、防潮堤とは別に河川堤防も勿論ある。

○ そうそう。だから、ここで書くんだったら、防波堤、防潮堤、二線堤とした方がすっきりする。

○議長 防波堤、防潮堤。ここでは防潮堤を海岸堤防と考えているんですが、必ずしもそう使わない。

これは、どういうふうに。

○ おっしゃるとおりで、最初は海岸堤防を防潮堤としておったんですけれども、ほかに海岸堤防が出てきます。実は、この前、中央防災会議の資料に防波堤と海岸堤防を並立する規制が出ておまして、これは各省庁関係している場所でございますので、堤防には確かに防波堤は含まれるんですけれども、海岸堤防といったときには、そういう意味もあるかもしれませんが、大体、陸側に置いているものを海岸と言っているのではないかと考え

て調整しました。これまで、2種類の言い方があったものですから、今回、防潮堤と海岸堤防を一緒にして、本当は海岸堤防等で先ほどの護岸の話もあるんですが、わかりやすくするためにそういうことをしたというので、言い方はいろいろなので、各省庁もさまざまな言葉を使っているんですけれども、どちらかというと省庁横断的な中央防災会議の資料を今回使って、再整理してみたということでございます。

○ ここで海岸堤防とやってしまうと、津波という意味が消えてしまうんです。海岸堤防というのはあくまでも高波です。津波用の海岸堤防などはない。

○ そうですか。では再検討の必要があるかもしれません。

○議長 どうですかね。

○ また相談させてください。

○議長 そうですね。

○ 「防潮堤」という言葉が一般に使われているので、これが書かれていないと、みんな疑問に思うんです。だから、少なくとも防潮堤は、注の中でも、本文もいいから、必ず入れていただいた方がいいと思います。

○御厨議長代理 そこは委員と。

○議長 御指導ください。

○ それから、もう一点ですが、36 ページの5行目に書いていただいたんですけれども、「国際共同研究の推進が必要である。」というのはとても弱いので、その下の観測調査のところは「検討を図るべきである。」と書いてあるので、「国際共同研究を推進すべきである。」としてくれませんか。

○議長 それはものすごい強いですね。「推進すべきである。」ですか。でも、余りきつくおっしゃらないでください。なかなか難しいんですね、語尾が。似たような語尾の中で、でも、承りました。

○ 全体としては大変結構だと思いますが、幾つか意見を申し上げます。

11 ページ 19 行目や 13 ページに「障害者」という言葉がありますが、最近では「害」を平仮名の「がい」とすることが一般化してきていると思いますので、その点ご確認の上、現在の表記でいいのかご検討下さい。

それから、14 ページの 30 行目に、被災弱者として、若者、女性、高齢者が挙げられておりますが、ここに障がい者も入れた方がいいのではないかと思います。

あと細かいところで恐縮でございますが、26 ページの 7 行目のタイトルは、市町村の主体性を先に言った方が、後の文章もおさまりが良くなると思います。

29 ページの 41 行目以降の記載について、私は福島県に格別の配慮をすることについては大変結構だと思います。しかし、再生可能エネルギーの拠点など、場合によっては福島県以外が最適地となりうるものもあり、福島県に立地を限定するものは必要最低限に抑えた方がいいと思います。決して福島県が不適合ということではなく、私は東北人としても福島県への配慮に対しては賛成の立場ですが、限定することがかえって負担や足かせにな

らないための、別の観点の配慮も必要であると感じており、少し慎重に考えた方がいいのではないかと思います。

最後に、31 ページ 34 行目、全量買取制度という特定の制度を推進することについても懸念があります。

○議長 ただ、これができないと、再生可能エネルギーを力強く推進するという土台がなくなってしまうんですね。

○ 再生可能エネルギーの導入促進については大いに賛成でございます。しかし、その実現方法は全量買取制度に限定されるものではありません。全量買取が正しいかどうかを、この会議で結論付けられるのでしょうか。ドイツ等ではこの制度が必ずしも成功していないこと等も考慮すると、個別の制度の決めうちではなく、将来の選択肢の含みを持たせた表現にしておいた方がいいのではないのでしょうか。例えば、設備投資への補助をすとか、コスト増分の回収は電力料金の値上げだけで対応するのかといった諸々の問題について、公平性等、様々な観点で検討をした上で無いと、具体的なことは決められないと思います。全量買取制度はやめるべきという意味ではございません。この制度を導入するに当たって発生する問題点を共有できるような表現にして頂ければ、私は構わないと思います。

それからもう一つ、長くなって申し訳ありませんが、17 ページの 7 行目の「日本はひとつ」しごと協議会について、脚注があってもいいかと思います。人口に膾炙しているなら結構ですが、この会議のメンバーで何人の方々が御存じかということも勘案すると、説明をした方がいいように思います。

○議長 いかがですか。

○ では、注をつけるようにいたします。

○ 今、委員からお気遣いいただいたんですけれども、これに書かれていることでも、結局、どれだけ実現できるかというのは、今後、県が検討して、提言していかないといけないことでしょうかから、可能性は多い方がいいと私は思います。そういう意味では、28 ページ以降で修正していただければと思うところがあります。

28 ページの 28 行目、これは単に文章の問題ですけれども、「芽吹き始めているに違いない。」の前に「すでに」を入れると落ち着きがよろしいかと思います。

それから、12 行目ですけれども、「何か外の力が加わることによって」と書いてありますが、これが外の力という表現でいいかどうか、御検討いただければと思います。

それから、29 ページ、(3)の上から 6 行目ですが、「各地に避難し分散した被災者が孤立しないよう」とありますけれども、孤立するというよりも、避難したまま、避難した自治体に溶け込んでいく人がいるわけです。その人たちをどうするかという方が大きな問題ですから、私としては、「し分散」を取って、「各地に避難した被災者が故郷に戻れない現状では、地域コミュニティの維持のためには特別な施策が必要である。」としていただいた方がよろしいかと思います。

それから、同じページの 20 行目、「そのためには、速やかに、放射性物質の」と書いて

あるんですが、モニタリングをするのは放射線量だと思います。

それから、30 ページ 13 行目、これは本当に是非ともお願いしたいんですけども、医療や福祉関係の特区的手法には雇用を生み出す面もものすごくありまして、12 行目の最後に「国際的に見て最先端の取組を既存の温泉資源を利用しつつ」という、ちょっとなじまない文言かもしれないんですが、そういう面を何とか入れ込んでほしい。できることならば、その次の行で「更に福島県に医療産業を集積し」とありますけれども、どこかに「リゾート」という言葉を入れられないでしょうか。

○御厨議長代理 難しい。

○ 難しいですか。それは困った。

○議長 でも、「避難した被災者が故郷に戻れない現状では」というのは、非常にきれいな、リアリティーを踏まえた文章だと思いますし、そのようにさせていただきたいと思います。

「放射線量」でよろしいんでしょうね、これは。

○ だと思います。

○議長 それもそのようにと思います。

○ 言うべきかどうか迷っていたところはあるんですけども、委員の意見を聞いて、やはり言ってみようかなと思いました。30 ページですけども、「復興に向けて」ということで、6 行目から再生可能エネルギーが語られ、10 行目から放射性物質による汚染の除去が語られ、14 行目から、それにかかわる医療産業を集積するというふうになっているわけです。これは県民感情から言うと、順番が違うんです。まず汚染の除去をしてそれに対する長期的・医療的な対応をする。その後に再生可能エネルギーなんです。僕の提案もそういう順番でしたし、これはとても大切だと思います。放射能汚染の問題で騒いでいるときにいきなり再生可能エネルギーだ何だと言われても、という気持ちがどうしても起こる。ですから、この順番を入れかえていただいた方がいいのかもしれないというふうに思います。

○議長 検討させていただきます。

○ そして、ここに関して委員が言われたように、汚染の除去、そして医療機関の整備というのは箱モノ的なもの、施設をつくるとしても、これは福島県に限定だと思います。しかし、再生可能エネルギーに関して、もう少し広い、そして極めてシンボリックな意味で僕は福島県にというふうに言ってきましたけれども、これは福島県が拠点になると同時に、東北一円に向けて開かれていくという性格を最初から持つべきなのかもしれない。つまり、再生可能エネルギーにとって福島県が最適な場所であるかということ、必ずしもそうではない。ただ原発の事故の汚染によって人が住めないような場所が生まれてくるのが、逆に再生可能エネルギーの拠点として有用なプラスの意味を持ってしまうということもありますけれども、委員が言われたように、再生可能エネルギーに関して、すべての研究拠点がそういうものを福島に集中させることにはやはり留保が必要かなと。自分で提案しておきながら実はそう思っているところがあります。むしろ東北に向けて開かれた拠点を福島

からつくっていくという意味での特区なんだというふうに思っていますので、汚染の除去と医療の特区が福島に限定されることとは少し違う意味があるということは、お話しておいた方がいいのかなというふうに思います。

○議長 ありがとうございます。ただ、福島に限定するとは全くテキストに書いていないんですね。福島には特別のこういう事情だからやると。

○ 僕はそれでありがたいんですけれども。

○議長 でも、ご配慮ありがとうございます。

○ 今、福島の拠点の点でいろいろ議論になっていますけれども、福島としてはうちの県からもこういうことをお願いしているものですので、今後どうなるかはあるかもしれませんが、是非この部分をお願いしたいと思います。それで、30 ページの 8 行目も「研究拠点」、11 行目の後ろも「研究拠点」です。やはり研究だけではなく、実施の拠点もお願いしたいというふうに思います。

○議長 研究と医療ですか。

○ 再生のところも研究拠点になっていますし、「放射性物質の除去」のところも研究拠点なんですね。やはり放射性物質とかは除去するのは福島がメインになりますので、実施の場というのをお願いしたいというふうに思います。

○ 両用ということでは。

○議長 初めはそうになっていたんじゃないかな。これはどういう事情だったかな。何か意見があって変えたかと思うのですが、わかりました。福島の方は、研究だけではなくて実施と両方読めるようにしてもらいたい、ということを検討させていただきます。

○ 医療の特区は私が提案したものだと思いますけれども、医療ロボットというのが唐突に入っているんですけれども、これは御厨先生のお考えなのですか。これは何のロボットでしょうか。

○御厨議長代理 これ、何で入ったのかな。

○議長 要らないかな。

○御厨議長代理 要らなければ、切っても構わないと思います。

○議長 機器に含まれていますか。

○御厨議長代理 どうでしたかね。

○ これは調べております。既に数年前から現地で関連する取組があって医療ロボット等の立地があり、既に基盤があるので、もっと伸ばそうというのでこれを取り上げております。

○ そうですか。では、わざわざ削らなくても結構です。

○議長 よろしいですか。そういう事情ということです。

○ はい。

○ まず、ヘビークレーマーの私としては非常に満足しておりますので、ありがとうございます。1 点だけ注文と、1 つだけコメントを言わせていただきます。注文は 38 ページの

40 行目のところです。ここが一番最後のサマリーのまたサマリーの部分なので、10 ページの部分の「復興の主体は、住民の最も身近で地域の特性を理解している市町村が基本となる」と、この言葉を最後にもう一言、念のために入れていただくと、全体の提言の一番の骨格だということ。私自身の理解としては、この提言は、地域が主体となっていくものですよというのが大きなメッセージになっていると思うので、これは入れていただきたいと思います。

○議長 はい。

○ 私も、全体については原文の味わいを残しながら、前回の議論を踏まえて整理していただいて、特にパーツを風呂敷が包んでいるという印象を私は持っているのですが、風呂敷のところのメッセージが少し強くなったので、非常にいい感じでまとまっているのではないかと思います。

3 点だけコメントですが、前回、漁業権について委員から問題提起があって、みんなが黙っているので進まないということだったので、遅れて私も議論に参加して、それがこうやってまとまった。実はこれのトーンは、委員とメール上でやりとりして、私もこんなところかなと思ったものと大体同じだと思うので、私としてはこれで結構なのかなと。ただ、委員がどうおっしゃるか、ということでもあります。

あと残り 2 つですが、1 つは、さっきの福島のところの議論で、29 ページの 20 行目、「そのためには」ということで、「放射性物質のモニタリング」、この物質は「放射線量」にした方がいいという意見がありました。今、一般の人が計測器を持って計測を始めて、いろんなデータが出ているわけですね。それが世の中を動かしているということがあると思います。勿論、それは秩序立っているとは言えなくて、それぞれの人がいろいろな意識で系統的にやっているかもしれないけれども、全体としてはいろんな人が参加している。何となくこの文章はそういう動きではなくて、全国統一的、一元的にやるというふうに言っているんですね。勿論これは組織戦ということで、こういうことが必要だというのは思うのですが、一般の人がやり始めているエネルギーなり動きをうまく活用して、更に国としても体制をとることが必要なのかなと。そういう意味では、今の動きを否定して、それを統一的でもなく計画的でもないのでだめだというようなニュアンスにならないように、何か少し補っていただくことはできないかというのが一つです。「多くの人が自主的に行っている放射線測定データを踏まえつつ」とか、そんなのを補って。後段はこのとおりでいいと思います。

○議長 物質の方がいいんですか、線量に限定しない方が。線量以外もいろいろあるんでしょうね。

○ ベクレルの方は物質ですね。ベクレルそのものは測れるんですかね。

今の点が 1 つ。もう 1 つは、33 ページの 16 行目、「米軍をはじめとする国際的な支援」と。国際的なことに配慮した文章がほかのところにも出てきたかと思いますが、英語に直るということを考えると、「国際社会に感謝する」ということをどこか 1 か所は入れておい

た方がいいのかなと思います。

○議長 2、3か所ですね。

○ どこか1か所で代表して感謝の意を。

○議長 はい。ありがとうございます。

○ 一つは、今、委員が言われた感謝の意というか、アプリケーションということは私も賛成です。

それから、ちょっと戻って恐縮ですが、最初に委員が指摘された30ページのところです。これはまず24ページのところで被災地における再生可能エネルギーの可能性ということ幅広く押さえている上で書かれているわけですね。つまり再生可能エネルギーについて言うと、再生可能エネルギーは重要だと。その上で更に福島を先駆けの地とするという意味で書かれているために、わざわざ「先駆け」と書かれているのだと思います。私も、委員が言われた意味と同じかどうかわかりませんが、「再生可能エネルギー関連産業の集積」と書いてしまうと、ここで集中的にやるととられるかもしれないと思います。前のところでは、被災地全体で再生可能エネルギーの可能性について触れておきながら、ここで集積となると、ここだけでやるのかという印象になるかと思いますので、さっき委員もおっしゃったようなことを入れるとすれば、例えば、「福島県に再生可能エネルギーにかかわる研究・実施拠点を設け、福島を再生可能エネルギーの先駆けの地とすべきである」という形につなげた方が誤解がなくいいかなと思います。それだけです。

○議長 ありがとうございます。

○ 2点だけ申し上げます。モニタリングは線量だけに限定する必要はないのではないかと思います。除去などを含めて、実際にその物質をどうするかということも今後検討されるわけですから、私は放射性物質と放射線量を両方モニタリングしておいた方がいいと思います。

それから、再び30ページの件ですけれども、10行以降のところは片仮名書きの「フクシマ」に対する配慮だと思います。つまり、漢字で書く、行政区画としての福島県ではなく、原発事故の象徴としての「フクシマ」という意味です。福島県以外の場所、例えば宮城県南部や栃木県等において、放射性物質による汚染を除去する必要はないのかというと、もし物質があればやらなければならない、福島県に限定した話ではないということです。このことについて特記する必要があると思います。

それから「集積」も本来最適地にやるべきで、最適な場所が特定できていない状態で、この会議で集積すべき場所を特定することは適切か、という議論はあってしかるべきです。一方、放射能汚染が実際に起きている事態に対する配慮も同時に重要なことですので、他の県に対して排他的にならないようにしつつ、慎重に表現しなければいけないと思います。

○ 1点だけです。全体的に、これはどのページを読んでも主語がないんですね。何々すべきである、何々を推進すると書いてありますが、主語がほとんどない。これについては理解はしています。地方公共団体だとか、民間事業とか、NPOとか、いろいろなところと

の連携があるでしょうから、今、ここにだれそれがやるべきだというふうには書けないというのは現時点では当然だと理解していますけれども、それでもやはり主語があった方がいいというのがあって、例えば26ページの財源のところでは、私は、一冊の中で一番強い言い方は26ページの37行目だと思っています。「財源についても明確な考えを示すのが責任ある態度である」。これはこの一冊すべてを通じて一番強い言い方だと思っていますけれども、やはりこの場合は、だれの責任ある態度なのかということは明確にする必要があるだろうと。次の27ページに、頭から4行目、「政府は復興支援策の具体化にあわせて」となっていて、これは「政府は」という主語が珍しく入っています。私は全体を読んだときに、少なくとも国あるいは政府がやるべきことに関しては、会議としてきちんと主語を明記すべきではないかと思っています。この1点です。

○議長 はい。

○ 先ほど委員が、市町村の主体性を先にすべきだとおっしゃいましたが、私は逆だと思っています。ここで言いたいのはやはり特区なんですよ。特区のことを特記しようとしているわけです。ですから、文章上の順番ではなくて、ここで言いたいことは特区です。特区は大事な提案の一つなわけですから、見出しの先にあった方がいい。最初から市町村の主体性のことは言っています。それは一貫しているわけですから、ここはやはり特区というのがすぐ目につかなければいけない、そう思いますね。

○ 財源問題についてコメントを申し上げます。これは問題提起ではないので、コメントということで聞いていただきたいと思います。第1点は、三陸自動車道などの早期の実現の必要性は議論の中にもあったことを踏まえて、こういう既存の計画については、現状での建設国債による公共事業として速やかに進められることを、この提言の文章は排除していないというふうに私は理解したいと思います。

2番目に、マクロ経済的な視点についてもこれは言わずもがなで、当然、これは考慮されるというふうに私は理解しております。

3番目に、基幹税については、脚注もなく明示されていないのですけれども、常識的には所得税、法人税、消費税というふうに私は理解しています。ただ、この中身については政府、国会が決めることだろうと思いますので、これ以上踏み込む必要はないと思いますが、基幹税の中の消費税については社会保障の財源としてとっておくべきであって、復興財源として使うべきではないと私自身は思っております。

また、震災国債の償還期間については与野党の合意の中でも決められていませんけれども、私はできるだけ期間を幅広く見ることで、復興増税の負担を緩和すべきだと思っています。あえてコメントを言わせていただきたいと思います。

もう1点だけ。これもコメントなのですが、2ページの4行目、「我々の文明の性格そのものが」というところです。「の性格」は要らなくて、「我々の文明そのものが問われているのではないか」というところで、「の性格」までつけ加える必要はないのではないかと私は思いました。これも先生がもう納得されているようですから、私は寝た子を起こすよう

なことはしたくありませんが、そういうコメントを持ちます。

○ 私からは1点だけ。30 ページですけれども、先ほど委員がおっしゃったように、10 行目、福島県においてということではあります、ほかの県でもかなり影響が出ております。それぞれ皆さん除去をする必要がございますので、これは福島県に限定されない方がよろしいかなというふうに思います。

あと、確かに研究機関等、最適地があろうかと思いますが、今回の福島県の事情もありますので、こういう表現の仕方はやむを得ないと思います。今後は特区等で宮城県なども手を挙げていきたいと思っております。当面、この書きぶりでよろしいかと思います。

○議長 人間の福島への配慮を立てながら他の可能性も、という辺りが穏当だと思います。ありがとうございました。

○ やはり 30 ページ、14 行目からのところを見ると、医療産業という中にどうも病院というのは入っていないように読めるんですね。ですから、「医療施設や医療産業」というふうにできないでしょうか。

○ 一番下に「先端的医療機関」と。

○ そう。そこだけなんですよ。

○議長 はい。検討してみます。

○ 私もこの財源のところについて、26 ページですけれども、コメントだけしておきたいと思えます。私も書きぶりはこれでいいと思えます。やはり経済全体に与える影響というのは当然ここに強調されていて、この書きぶりは、私から見ると少し控えて書いてありますけれども、速やかに財源を償還することがないと、つまりそういうスケジュールを示さないと、この前も申しましたが、非常に大きな市場の災害が発生する可能性があるわけです。そこは一応、「市場の信認を維持する観点から」と書いてありますが、その辺の我々の強い懸念はここに込められているということは確認したいと思えます。

もう一つ、私も委員が言われたことはとても大切だと思っています。これは全部、主語は実は「我々」なんだろうと思えますが、さっき委員が言われたところと言えば、「責任ある態度」というのは、後のところは政府に対する注文ですから、「政府は」となっていますけれども、この主語はあえて入れるとすれば、国とか政府ではなく、多分「我々の責任ある態度」。つまり、これを提言しようとする我々が入るのかなと思えますが、そこまで入れなくても、すべてこれは我々が責任を持って言っていることなので、私の理解は、明確な考えを示すのは我々の責任ある態度だというふうに解釈しております。それでよろしいでしょうか。

○議長 あるいは「社会全体」かもしれないですね、我々をはじめとして。

○ 26 ページの財源について伺いますが、第一次提言公表後の法律的な取り扱いはどうなるのでしょうか。

○議長 法律的な扱いは、我々がこうやって示したものを、全体についてそうですが、政府が受けとめてそれを実施するプランをおつくりになる、ということになると思えます。

○ その場合、提言どおりに実施されることになるということですか。

○議長 それを我々は強く求めて、この報告書の最後の言葉はまさにそういうことを我々は強く要求したわけです。先ほど読み上げていただきましたけれども、「政府が、この提言を真摯に受け止め、誠実に、すみやかに実行することを強く求める」。政府はこの体制をとっております。我々の報告書の一つひとつ、どういうふうに政策実施に落とししていくかということを検討する体制をとりつつあると思います。そのことを我々は強く求めたわけです。しかし、勿論、生き物である政治が全部このとおりにやれるかどうかということは、我々が必ずしもコントロールできることはないが、「政府、しっかりやってくれ。これは良識と全国民の要請ですよ」というふうに我々は申し上げるわけですね。

○ 済みません、私の立場上、どうしても言わなければいけないものですので。

財源のところ、26 ページの 21 行目、「国や県の支援を受けつつ」。基金のところですが、前回、国費を基本としてとか、そういう言葉でお願いしたと思ったんですけれども、ここはなかなか難しいということだったのかということと。

あと、27 ページの 17～18 行目、「地方交付税の増額などにより確実に財源の手当てを」というところを、交付税の総額が毎年あるんですけれども、そこは復興の方はできれば別枠で措置していただきたいというのがあったと聞いておりますので、これもなかなか難しかったのかなということでもあります。

私の立場上、言わなければいけませんので、申しわけございませんでした。

○議長 福島の方からは、大変長いリストをいただいて、前回3次にわたってたくさん言ってください。その多くを受け入れたわけですが。ちょっと待ってください。

○御厨議長代理 福島のごことは随分議論になりました。第3章に関しては、なるほどと思うような御意見をたくさんいただきまして、割合とこのところはべたで書いてしまったところがあって。いろいろな委員の方が言われたように、もう少し複層的になっているだろうと思います。そこが余り表現されていないということもありますし、いろいろいただいた御意見、ここは別途検討して修正したいと思います。

それから、福島県からは、今、言われたことを含めて、とりわけ特別法の問題をいただいております。これはなかなか難しいと思います。ただ、福島県知事の思いというのは非常にありますので、これを踏まえまして、私としてはこれを一たん引き取って、文章化するかどうかを含めて、その文章を任せていただきたいと思います。この思いを引き取る、思いを踏まえてというところは、今日は知事、お見えじゃありませんけれども、ふだんからの御意見を伺っていて、そこは少し御配慮申し上げたいと思っております。

○ 特別法については、今おっしゃいましたように、今後の長期的な復興、あるいは原賠法関係の賠償の問題等、いろいろありますので、是非特別法というものを制定するという知事の思いがありますので。

ただ、先ほど冒頭でありましたように、政府の方でもいろいろ今、動いているという状況もあります。そこは、案文等については、福島県の方としては議長に是非よろしく願

いしたいということで、知事からも私が申しつかっておりますので、是非そこはよろしく
お願いしたいと思います。

○議長 承りました。案文についてはお任せいただけるということで。

○ 私も、この報告案、見させていただきましても、私どもがいろいろお願いした
こと、提案したことをよく受けとめていただいて、芽出しをしていただいているという印
象を持っております。それを前提として、幾つかコメントをさせていただこうと思ってお
ります。

最初、18 ページの中小企業のところでありますが、32 行目から二重ローンの問題が書い
てあります。

党あるいは政府の方でも御検討していただいております、既にとりまとめをしていた
だいておりますが、この文章もそれを踏まえたものだと思いますけれども、今の段階では、
抽象的な施策にとどまっておりますので、私どもの提言も参考にさせていただいて、いろい
ろな形で具体的な施策を早期に是非とりまとめさせていただいて、できるだけ早く予算の裏付
けをいただきたいというのが 1 点目であります。

次が漁業のところでありまして、先ほど漁業権の話、全体で言いますと 21 ページの③か
ら 22 ページにかけてであります。

例えば 22 ページの 22 行目以下に、25 行目辺りから、漁業者が主体的に連携しとか地域
の理解を基礎としつつという話を書いてございますが、いろいろな新しい取組も必要だと
思います。

そうした中でも、地域のいろいろな事情があるわけですから、地域の特殊性や入漁形態
にも十分配慮して、地域のインセンティブが働くような形での新しい取組が必要かなと思
っておりますので、そうした形で政府におかれてもいろいろ議論を我々としていただけれ
ばと思っております。これにつきましても、予算の裏付けが必要なものが多くございま
すので、これからの補正に向けて早急な御検討を政府でお願いできればと思っております。

最後に、先ほど話題になりました特区のところ、26 ページ、(7)、上から 7 行目以下で
ございますが、我々も 9 つ、特区の提案をいたしております。

具体的には、特区の議論を待たなくても、現状でできるものもかなりあるんだろうと思
います。例えば先ほど話題になりました高規格幹線道路の整備などは、別に法律上の規制
があるわけじゃありませんし、継続事業でありますので、予算さえ付けば、事業官庁がき
っちり見通しを付けてやれるという方向性さえ出れば、スピードアップすることは可能だ
と思っております。

そういう意味では、特区でなければできないものもありますし、特区を待たずにできる
ものもあると思います。特区を待たずにできるものについては、特区という制度が制度設
計に時間がかかる可能性もありますから、できればそれは先行して進めていただいて、そ
れで特区というものについても、ここに書いてありますように、地方自治体のインセンテ
ィブが働くような形で、これもできるだけ早く進めていただきたいと思っております。私

どももいろいろ提案したいと思っております。

それから、福島県から今、提案がございました、「国や県の支援を受けつつ」というところは、文案は私ども、もうどうこう言いませんけれども、国と県とではかなりレベルが違うかなという気もいたしております。県自身もいろいろな施設が被災しておりますので、県自身も被災者であります。そうした点も踏まえた上で、私どもも頑張りますけれども、是非その辺の御配慮は国もいただきたいなと思っております。

○議長 わかりました。コメント、ありがとうございます。

○ 先ほどの福島県の知事のお考えを伺っていて、私もなるほどと思っておりました。もしそれを考慮される場合には、財源のところは福島も含めてですけれども、そこはむしろ全体に関わるスキームの話ですので、まさに福島原発のことをやっている3章の国の責務とか、そういうところで考慮していただくのがいいのではないのでしょうか。

それから、私も実は委員と同じような、これは全てにわたってそうかもしれませんけれども、懸念を抱いていて、ここで言ったことはきちんと政府がやってくださいという前提でお話しをしています。その点で、これもコメントというか確認ですけれども、財源の確保のところと言えば、わざわざここでしっかりと10年で生産年齢人口が減少するということが踏まえた上で、国・地方の復興需要が高まる間の臨時増税措置として、と書いてありますので、できるだけ早い期間に集中的に財源を確保するということは、国の責任としてやっていただけるものと理解しています。

○ 立場上、私もどうしても申し上げなければならないことがありまして、16ページの②の11行目です。どうしても抜けてしまうんですけれども、タイトルが「地域の伝統的文化・文化財の再生」ということでありますので、11行目に、「『地域のたから』、『地域のこころ』である文化財やコミュニティ施設」と、何とか入れていただきたいと思えます。「地域のたから」や「地域のこころ」が文化財だけに象徴されるとは思えないんです。

それから、ぜいたくを言えば、15行目に「被災した博物館・美術館・図書館」の後で結構ですので、「神社・仏閣・教会等」と、何とか入れていただければ本望でございます。

○議長 これは憲法の関係で入れるわけにいかないんですね。宗教施設は表に出せない。しかし、実質的には文化財であると言ったり、コミュニティであると言ったり、あるいは基金をつくって、そこで対処すると今まで議論してきたところで、本文にそれを入れると憲法違反になるよみたいなお話になりかねないんですね。

○ 特定の宗教宗派を支援するわけではありませんから、憲法には抵触しないと思えますが、どうしても難しければ、なんとか「コミュニティ施設」ということだけでもお願いします。

○御厨議長代理 ちょっと検討します。

○ 鎮魂の森についてなんですけれども、37ページにぽつりと寂しそうに1か所載っているんです。

○議長 最後の締めだから、すばらしい位置じゃないですか。

○ 位置はいいんですけれども。

それに関連してなんですけれども、21 ページの林業についての記述ももう少し膨らませておいた方がいいのかなということで、ちょっとお話をさせていただきます。

僕が三陸を歩いている感触で言いますと、農業よりも林業と漁業の方の結び付きの方がこの地区は強いんです。ですから、漁業をやる人たちが、歴史的・伝統的に山の整備というのに常に関わってきた歴史があります。ですから、森は海の恋人という言葉が皆さんに愛されるのは、森をきれいに育てることが漁場を守ることであるという意識が非常に強いんですね。その部分を書き込んでおいた方がいいんじゃないかと思います。

そして、そのことは今回、高台移転という形で、もしかすると山林の伐採とか造成を行わなくては行けないということも出てくると思うので、それについてはどういうふうを考えるのか。

あるいは、今回、相馬、東松島市、陸前高田市の海岸沿いの松原が壊滅的にやられているんですね。つまり、景観としての森というのをどこかで復活、復興するような取り組みをしないと行けないだろうと思っています。陸前高田でたった1本残った松を保存しようという動きになるのは、その松原が陸前高田の人たちにとって、極めて大切な心のよりどころになっていたりすることがありますので、景観としての森、それを育てる。

ですから、それは単に鎮魂の森ではなく、僕が今言っているのは、鎮魂の森から再生の森へといった筋道がきっとあるだろうと思っています。海を、漁場を取り戻すこと、あるいは景観としての森を取り戻すことといったところにつながっていくのかなと思ひまして、余りここは議論されていませんし、膨らみがある記述は難しいと思うんですけれども、是非、鎮魂の森というところに、大きな意味での林業が繋がっていくような書き込みをしていただくとありがたいなと思ひました。

○議長 「なお」という感じでね。ここは産業の文脈でずっと来ているんですね。産業なんだけれども、それがコミュニティとか日本の国土の持つ意味みたいな。検討させていただきます。

○ 意見ではございませんで、御礼申し上げたいと思います。このような形で大変忙しい中、被災県のために、議長を初め、議長代理、そして各委員の先生方、また各省庁からサポートに回っていただいた皆様に、心から感謝申し上げたいと思います。部会長もどうもありがとうございました。

ここにおられます皆さんは、まさに日本のオピニオンリーダーですので、いろいろな意見が出るのは当然だと思います。ただ、プレーヤーとしての立場から言わせていただきますと、いつまでも議論をして、すばらしいものをつくったけれども、時間的に結局間に合わなかったということになってはいけませんので、今度の土曜日に総理にきちっと渡して、もう我々は早く動きたい。そして、二次補正に早く盛り込んでいただきたい。少しでも盛り込んでいただきたいという思いがございます。

したがって、これは諮っていただければと思うんですけれども、今いろいろな意見が出

ましたけれども、切りがありませんので、是非とも議長と議長代理の方に今後は一任いたしまして、土曜日は総理にきちっと提言書を渡す、そういうセレモニーをしていただいて、すぐに我々は動きたいと思っておりますので、その辺につきまして各委員の先生方の御協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。本当にどうもありがとうございました。

○ 本文ではないんですが、後ろの方に経過等が付いていて、議長の名前で行った各市町村への調査。あれをせっかく回答をかなりしていただいたので、行ったというのをどこか。

○議長 失礼しました。なかったですか。ごめんなさい。大変なお仕事をさせていただいて、随分生かさせていただいております。わかりました。必ず入れるように申します。

○ 中身の話ではなくて、この文書の扱いのことです。外国に発信するために英訳も考えるということなんですけれども、私はもう一つ、独立した印刷物として発行できないものか。本文だけでもこのぐらいある、そして図表が付く、それからいろいろな参考資料が付く。十分1冊になると思います。

と言いますのは、最初の挨拶で議長はいみじくも言われました。私もこの委員になるに当たって、阪神大震災のときにどんな報告書をつくったのか、ずっとつぶさに見ました。つくった人には申しわけないけれども、実につまらない。要するに、瓦れきを処理すべきだ、こういうたぐいのものであり、阪神大震災が突きつけた問題は一体何なのかというのが全くない。

ということ考えたときに、今度の報告書は、ある意味では非常に画期的なものになる、歴史的な文書になるはずなんです。インターネットで探せばあるという話になるかもしれないけれども、ここは広く読んでいただくという意味で、きちんとした印刷物にしてほしいと思います。

○議長 ありがとうございます。これは、出版というか、公開は、議長代理かな。

○御厨議長代理 ありがたいお話でございます。ただ、このまま出版できるのかどうかというのは、私どもは整理ができませんので、ちょっと相談してから。何らかの形で、つまり、私は今、委員が言われたのは、これを全国的に読まれるように発信してほしいという意味だと思います。しかも、それがいわゆる電子媒体ではなくて、紙媒体できちんと読まれるということだと思いますので、その方面に向けて、またこれも引き取らせていただいて考えたいと思います。

○ 政府刊行物として。

○議長 もちろん報告書としては、出ます。土曜日の段階では、今日の図表がもう少し鮮明なものになって、しかし、まだ織り込む時間があるかどうかはちょっと疑わしいです。土曜日が過ぎて、来週になってでも、それが織り込まれた形、内容はもう変えませんが、そういうものになったところで冊子として皆さんに差し上げる、関係者に差し上げる。

委員のおっしゃるのはそうじゃなくて、全国的な読み物として意味があるんじゃないか。画期的、歴史的と言っていていただいて、我々は協働でうれしいお言葉ですけれども、検

討させていたいただきたいと思います。

○ 終了間際に恐縮です。原則 1 の鎮魂の森に関連して、前文か結言に、亡くなられた方々への哀悼の意というものをに入れておいた方が、原則 1 の意図を示すことができいいのではないかと思います。哀悼の表現をどこかに入れておいた方がいいと思います。

○ 申しわけありません。28 ページから 29 ページにかけてのところなんですけれども、風評被害という項目を立てなかったのは、なにかお考えがあつてのことかなと思うんですが。

○ 議長 項目はないけど。

○ そのことが、ちょっと記述が。

○ 議長 7 行目、ありますね。「原発事故による風評被害に苦しむ事業者が雇用を維持するための支援を行うべき」。

○ 事業者だけの問題ではないので、ちょっと扱いが小さいと思います。

○ 議長 地域全体に対してですか。

○ ええ。農業も漁業も観光も、あらゆる産業がそれに苦しんでいます。

それから、現在福島県で全く手の付けようがない状態なのが森なんですけれども、まだ森どころじゃないということで、森が測定も何も一切手付かずの状態なんです。林のこと、(4)なのか(5)なのかわからないんですけれども、材木あるいは林というものが今後問題になってきますので、1 行でいいですので、加えておいていただけないかと思います。

○ 議長 森は全体について大事なことで、それが福島にもやがてカバーされるから、特に福島において特記するというものではなくて、全体の復興。福島も。

○ というか、放射線量の問題です。その意味で、果たして林業が可能なのかどうかというのが、今、重大な局面なんです。

○ 議長 はい。

ほかにいかがでしょうか。それでは、いろいろ御意見いただきました。前回のときもそうでしたけれども、我々全体の文脈、系統立った妥当性、整合性は考えますが、できるだけ入れると。これはみんな協働でつくったもので、その協働で。

○ 済みません、申しわけないです。先ほど私、「研究拠点」だけではなく、「実施の拠点」も入れていただきたいということで申し上げたんですけれども、今、原文のままで結構ですという連絡がありました。申しわけございません。

○ 議長 福島の方からの御意見で、そういうふうになったと思ったんですよ。

○ 済みません。申しわけございません。

○ 議長 そういうこともできるだけ確かめながら、完成体をつくりたいと思います。それで、皆さんのおかげで随分よくなりましたし、委員の言うように、画期的、歴史的なものとしてできたとすれば、日本が悲惨の極みにおいて、広く国民が悲惨のなかで希望を持つ転機として、この文書が位置付けられるということであれば、我々は大変うれしいことですし、それを一緒につくってくださった皆さんに心からお礼申し上げたいと思います。

それから、特に御厨議長代理は文書を皆の意見を受けとめながら書いたし、それから飯尾部会長が各論部分については、この会議で出た意見、そして検討部会の方で出た意見、あるいは官庁の人も使いながら内容をしっかりと支えてくれた。皆さん全員に対してお礼を申し上げるとともに、お二方の労を謝したいと思います。

それでは、これをお任せいただいて、土曜日には完成文として用意したものをここに置いて、内容をまた、何行目がどうというのは終わって、そこでは12回にわたっていたしました復興会議でのことについて、所感のようなことをお一人お一人お話いただく。総理にお渡しする時間がありますので、1人3分ぐらいでお話いただければ、そういう集まりとして使わせていただければと思います。よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○議長 それでは、6月25日13時から1時間余りを考えております。この日に我々のそうした1時間余りの集まりの後、総理に手交するということとさせていただきたいと思えます。

それから、大事なことですが、皆さんにつくっていただきました我々の提言「震災への提言 ～悲惨のなかの希望～」という文書は、総理にお渡しするのが最初であって、その後公表になりますので、最初にも申しましたけれども、土曜日まで、皆さんこれを伏せていただくということで御協力をお願いしたいと思います。したがって、今日も答案回収のように、もう一度、皆さんのものを回収させていただきます。

内容的には以上でございます。皆さん、本当に御協力ありがとうございました。また、土曜日までの間にも御相談申し上げる必要があることはするかと思います。よろしく御協力をお願いいたします。

それでは、第11回の会合を閉じさせていただきたいと思えます。本当に御協力ありがとうございました。